

1. 安全の基本的な方針と安全目標

運輸安全マネジメントを導入して新たな安全管理体制を築き 7 期目を迎えました。PDCAサイクルを機能させて輸送の安全に対する取り組みを充実させ、安全安心な鉄道の提供に努めています。2006 年の鉄道事業法改正に伴い制定した安全管理規程では、その後の見直しの際にも、創業以来培ってきた安全思想を元に制定した「安全の基本的な方針」を継続しています。昨年度から連続して発生させた事故や不祥事につきましては、現在、原点に立ち返り、安全を最優先する意識の再徹底や風通しのよい社風の浸透定着等を進め、社会からの信頼を取り戻すことができるよう取り組んでおります。

1-1 安全の基本的な方針

1-1-1 安全スローガン

「すべてはお客様のために すべては安全のために」

「安全の基本的な方針」の遵守や安全目標の継続に対して、鉄道従事員全員の安全に対する意識を高め、気持ちを一つに取り組むよう「安全スローガン」を設けています。このスローガンは、運輸安全マネジメントを開始した 2006 年 10 月以前から、全社一丸となって取り組んでいるもので、様々な業務に取り組みながらも、常に念頭に置き、お客様の笑顔を引き続き守り続けるよう掲げています。

1-1-2 輸送の安全の確保に係る行動規範

安全管理規程の第 3 条には、「安全に関する基本的な方針」を定めています。この 7 つの条項は、「運転の安全の確保に関する省令」の安全綱領や一般準則をエッセンスとして取り入れ、現在の鉄道事業における基本的な方針として定めたものです。日々の業務だけでなく、出退勤時やプライベートの時でも意識し確認できるように、輸送の安全の確保に係る行動規範として小冊子にまとめ、鉄道事業に関係する社員やグループ会社の社員全員が携帯しています。

安全輸送の確保

協力一致して事故の防止に努め、旅客及び公衆に傷害を与えないよう最善を尽くさなければならない。

法令・規程の遵守

輸送の安全に関する法令及び関連する規程を遵守するとともに、運転の取扱いに関する規程をよく理解し、忠実、且つ、正確に守らなければならない。

運転状況の熟知・設備の安全

自己の作業に關係のある列車の運転状況を知っていなければならぬ。また、車両、線路、信号保安装置等を常に安全な状態に保持するよう努めなければならない。

確認励行・安全最優先

作業にあたり、必要な確認を励行し、憶測による取扱いをしてはならない。また、運転の取扱いに習熟するよう努め、その取扱いに疑いのあるときは、最も安全と思われる取扱いをしなければならない。

人命尊重

事故が発生した場合、その状況を冷静に判断して速やかに安全、且つ、適切な処置をとり、特に人命に危険が生じたときには、全力を尽くしその救助に努めなければならない。

正確迅速な情報伝達

作業にあたり、関係者との連絡を緊密にして打合せを正確に行い、互いに協力しなければならない。また、鉄道運転事故等が発生したときは、速やかに関係先に報告しなければならない。

継続的な改善・変革

常に問題意識を持ち、安全管理規程及び安全管理体制等、輸送の安全に係る業務上の改善を行わなければならない。



1-2 安全目標

1-2-1 2012 年度 安全目標

「有責事故ゼロ」の継続

2006 年以降継続している「『有責事故ゼロ』の継続」を 2012 年度も安全目標に定めました。

この安全目標の発端となっているのは、1978 年 1 月 20 日に十三駅 4 号線ホームで引き起こした事故です。34 年前に発生したこの事故は、閉めた扉にお客様のバッグが挟まっているにもかかわらず、列車を出発させたことが原因でした。お客様の乗降状況をテレビモニタで確認していた係員が、見誤って出発合図を出したことから列車が発車し、お客様はホーム上を約 5m 引きずられ、軌道内に転落し、お亡くなりになるという極めて悲惨な事故でした。

全社を挙げて再発防止に取り組み、当時、軌道内に転落したお客様を発見した場合に駅係員や乗務員に通報できる非常押ボタンをホームに設置しました。また、事故の風化防止を図るために開設した安全考学室にも、この事故に関する資料を掲示する等して、再発防止を図るよう徹底しています。

2012 年度も継続を誓い、「『有責事故ゼロ』の継続」を安全目標に掲げ、事故の防止に全力で取り組んでまいります。



1-2-2 2012 年度 安全方針とアクションプラン

2012 年度は安全目標の達成のため、引き続き「社会に信頼される安全・高品質なサービスの提供」を安全方針に掲げ、安全を上回る“安心”と“快適”な鉄道運行を目指し、それぞれ詳細なアクションプランを策定して実施していきます。

「社会に信頼される安全・高品質なサービスの提供」 ～「安心・快適」阪急電鉄～

《1》安全意識の高揚・安全対策

- (1) 「安全の意識」を醸成・高揚するための取り組み
- (2) 覚せい剤・大麻等、薬物乱用防止及び飲酒における事故防止対策
- (3) 事故再発防止に向けた取り組み
- (4) 情報伝達・共有化ならびにコミュニケーションの充実に対する取り組み
- (5) 輸送の安全に係る内部監査のさらなる充実

《2》安全性向上対策

- (1) 運転保安向上検討会
- (2) 立体交差工事等の推進
- (3) ホーム保安度の向上対策
- (4) ATS装置改良
- (5) 新形式車両の建造、ならびに既存車両の改造工事
- (6) 運転状況記録装置の整備
- (7) 耐震補強工事
- (8) その他

《3》本部内グループ会社と一体となった人材育成・技術伝承

- (1) 教育指導体制の見直し
- (2) 各種教育訓練の効果把握